

ご加入にあたって

● 共済の対象となる建物

- ・賃貸に供している住宅
- ・賃貸に供している店舗等併用住宅(住宅全体の延床面積のうち、店舗等部分の床面積が50%以下の建物)

● 新規加入可能な建物の築年数

共済の対象	年数
木造(軽量鉄骨造)の場合	築50年以内 ※築51年に満たないもの
上記以外の場合	築60年以内 ※築61年に満たないもの

● 共済期間

10年以上50年以内の1年きざみでお選びください。

● 共済期間の終了時

- ・掛け捨て商品のため、返れい金や満期金はありません。
- ・共済契約を継続する場合は共済期間終了時まで支払い済みの共済掛金^(※)を引き継ぐことができます。

(※)ご契約の維持・管理に必要な費用や支払い済みの修繕共済金は含みません。



掛金プラン

戸数別モデルコース 住宅形態・物件の戸数に応じて、1契約(棟)の「掛金額」を決めてください。

戸数別モデルコース掛金額

住宅形態	戸数	1契約(棟)あたりの掛金額 ※1万円単位で選択可	
		月払	年払
集合住宅	2～6戸	2万円～6万円	24万円～72万円
	7～11戸	2万円～8万円	24万円～96万円
	12戸～	3万円～12万円	36万円～144万円
戸建住宅		1万円～5万円	12万円～60万円

加入例

物件が6戸で「月払」をご希望の場合、掛金額は2万円、3万円、4万円、5万円、6万円のいずれかから選択します。

▲ご注意ください

掛金の上限を超える場合は、「長期修繕計画コース」を選択してください。

[その他プラン]修繕計画書作成を前提とする **長期修繕計画コース** もございます。

1㎡あたり木造50,000円、鉄骨造51,000円、鉄筋コンクリート造53,000円以内の契約金額に限ります

! 共済掛金についての注意事項

- ・最終的な修繕可能金額は、支払い済みの共済掛金からご契約の維持・管理に必要な費用を除いた金額です。
- ・共済掛金の変更は、年1回契約応当日に限り。なお減額する場合は契約始期日より5年経過後から可能です。



●お申し込みにあたっては、「ご契約のてびき」を必ずご確認ください。

組織概要

中小企業等協同組合法に基づいて、国土交通大臣の認可を受けて設立された共済協同組合です。

- ①名称 全国賃貸住宅修繕共済協同組合
- ②根拠法 中小企業等協同組合法
- ③開業日 2021年11月1日
- ④所官庁 国土交通省
- ⑤事業所 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館 24階
- ⑥代表者 高橋 誠一

電話受付

Tel 03-6275-6707 [受付時間] 平日9:00～17:00

ホームページ <https://shuzen-kyosai.jp>

修繕共済



本件に関するお問い合わせ

募集代理店

オーナー様が所有する賃貸住宅の

大規模修繕に備える 共済

国土交通大臣
認可取得

賃貸住宅修繕共済

コンパクトガイド

賃貸住宅の **外壁
屋根
共用部** の修繕をまるごと補償

共済掛金を経費にすることができます!! (共済掛金損金計上可能)



制度紹介動画

わかりやすくご説明
しております。
ぜひご覧ください!



全国賃貸住宅修繕共済協同組合

2024.4作成

賃貸住宅修繕共済の概要

賃貸住宅修繕共済は、**修繕共済**と**火災修繕共済**を組み合わせた共済金制度です。



修繕共済

定期検査において、**共済の対象**に劣化事象が発生し、次の1から4までに掲げるすべての要件を満たす修繕を行った場合、**前年度までに支払い済みの共済掛金**(※)を**限度**に共済金をお支払いします。

- 劣化事象が発生していた箇所に、**1年前の定期検査では、劣化事象が発生していなかったこと**
- 劣化事象が発生してから、当該箇所に対して**初めて行われる修繕であること**
- 修繕の対象は、劣化事象を修繕するために、**当組合が合理的と認めた範囲**であること
- 修繕が**上記の定期検査日から2年以内に実施される**ものであること

(※)ご契約の維持・管理に必要な費用や支払い済みの修繕共済金は含みません。

共済の対象

区分	構造耐力上主要な部分	雨水の浸入を防止する部分	その他共用部分
共済の対象となる部位	基礎(立ち上がり部分を含む)	外壁(開口部を含む)	設備機器・配管
	土台及び床組(木造又は鉄骨造の場合)	軒裏	外構・付属設備
	外壁及び軒裏	屋根	
	バルコニー、共用廊下並びに共用部分に係る床、柱・梁、内壁及び天井	バルコニー、共用廊下並びに共用部分に係る内壁及び天井	

火災修繕共済

火災、落雷、破裂または爆発によって共済の対象である建物に損害が生じ、修繕費用を支払った場合、**1回につき30万円を限度に共済金**をお支払いします。

！ 共済金をお支払いできない主な場合

修繕共済

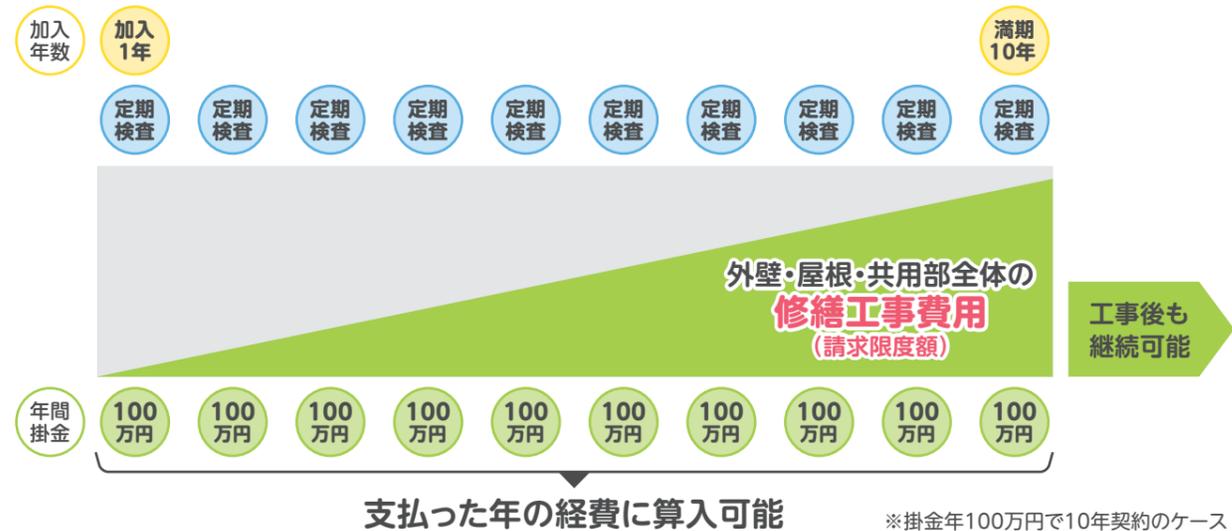
- 火災、落雷、破裂・爆発
- 土地の沈下・隆起・移動・振動軟弱化・土砂崩れ、土砂の流入・流出または土地造成工事の瑕疵
- 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品、または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特性
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

火災修繕共済

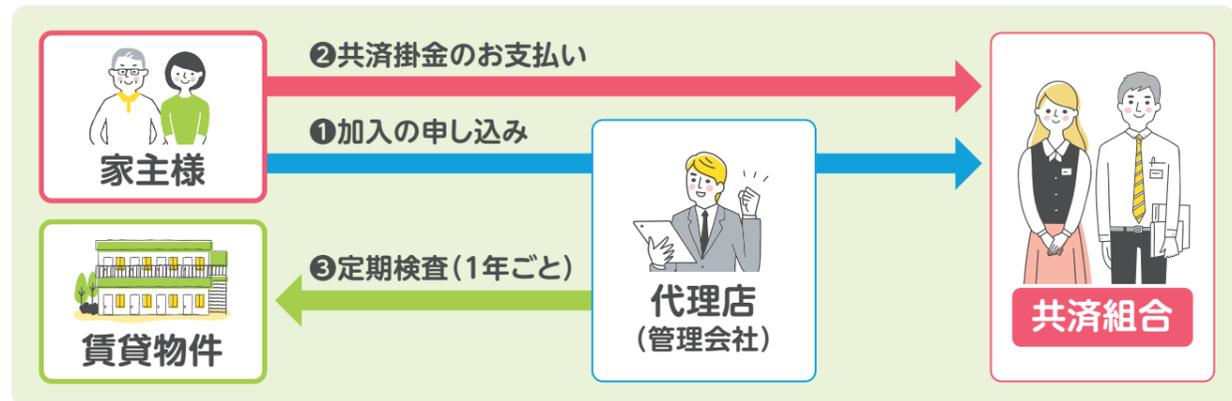
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

詳しくはパンフレットの「ご契約のてびき」をご覧ください。

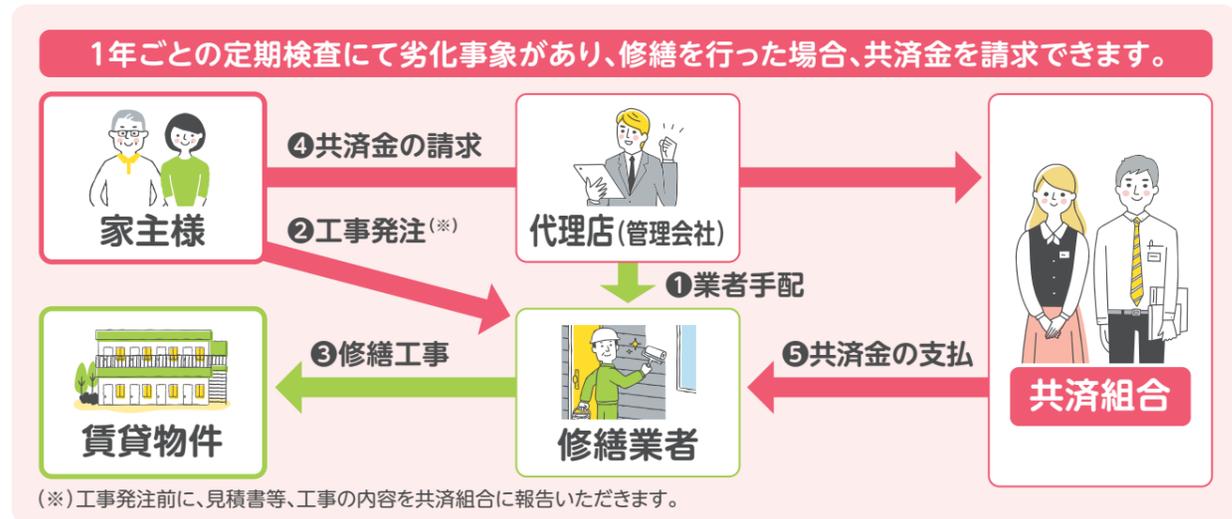
共済契約の仕組み



契約の流れ



共済金請求の流れ



！ 共済金請求についての注意事項

契約始期日から5年未満に発生した請求に対して支払われる共済金から右表の割合を乗じた額に相当する早期請求手数料を控除します。

請求事由発生日	割合
契約始期日から1年以上3年未満	5%
契約始期日から3年以上5年未満	3%